

学校施設の利用に際しての注意事項

令和4年11月

感染症防止のため、以下の遵守事項・留意点を必ずご確認の上、学校施設をご利用ください。

利用者の遵守事項

以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。

体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合

マスク(品質の確かな、できれば不織布)を持参し、受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際には、マスクを着用してください。

こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底してください。(アルコール等の消毒液は各自でご用意ください。)

屋内施設を利用する際は、定期的に換気を行ってください。換気をする際は、周囲への騒音に十分配慮してください。

施設管理員や他の利用者との距離(できるだけ2m以上)を確保してください。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除きます。)

利用中に大きな声での会話、応援等をしないでください。

施設利用前後のミーティング等においても、三密(密閉・密集・密接)を避けてください。

感染防止のために学校が決めた事項を必ず守ってください。

運動・スポーツを行う際の留意点

十分な距離を確保してください。

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間(ミーティングや休憩)も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(できるだけ2m以上)を空けてください。(介助者や誘導者の必要な場合を除きます。)

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けてください。

走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取りをしてください。

運動・スポーツ中に、唾や痰をはかないでください。

タオルの共用はしないでください。

このほかにも、感染症防止のため、活動内容に十分配慮していただき、最大限の感染防止対策にご協力ください。

墨田区教育委員会事務局庶務課施設係

Tel 03-5608-6497